

搾取的移住・人身売買の受け入れ大国 G8の責任を問う

——NGO26団体とともに共同提言書を発表

荒井 摂子 (IMADR/IMADR-JC事務局)

北海道洞爺湖サミット直前の7月初め、IMADRはアジア・アフリカ地域を中心とする世界各地のNGO26団体⁽¹⁾との連名により、G8首脳に宛てた「搾取的移住と人身売買に関するNGO共同提言書」を発表した。

共同提言書は、G8諸国に対し、自らが推進してきた新自由主義経済のグローバル化によって多くの人びとが搾取的移住に巻き込まれ、人権と安全を脅かされていること、そして、その人びとの人権と安全を保障する責任が、移住者の受け入れ国である自らにあることを自覚し、その責任を果たすよう促すことを目的に作成された。G8各国の首脳に宛てたものであると同時に、NGOや市民社会に向けての問題提起でもある。

その内容は3部構成で、世界規模で起きている搾取的移住の諸相について移住者の人権と安全の観点からまとめられている。第1部「総論および横断的課題」は、国家による移住規制が移住の非正規化と搾取をもたらすことや、移住者への搾取が女性差別や人種差別で増幅されることを指摘している。

第2部「個別の課題領域」の4つの章は、それぞれ「気候変動」、「紛争・自然災害」、「健康」、「教育」と搾取的移住との関連性に焦点を当てる。気候変動や自然災害、紛争により人びとが難民や環境移住者となることを余儀なくされている現実を浮き彫りにするとともに、人身売買された女性や非正規移住者が十分な医療を受けられず、非正規移住者の子どもが適切な学校教育を受けられないなど、受け入れ国での移住者の健康と教育へのアクセ

スの不十分さを指摘している。

そして第1・2部での分析に基づき、第3部はG8に対し以下の6項目を提言している——すなわち、①移住に関わる諸概念を明確化し、人身売買被害者の定義をより広く解釈すること、②途上国への無償援助を充実させること、③ジェンダー・人種・カースト・階級に基づく差別とたたかうこと、④気候変動や紛争のさなかにいる移住者への保護策を講じること、⑤正規移住の機会を拡大すること、そして、⑥移住者とりわけ非正規移住者や人身売買された人びとの権利を守ること。

取り締まりと移住規制の強化が増大させる搾取

この共同提言書の作成は、IMADRが昨年1月にナイロビでの世界社会フォーラム(WSF)で立ち上げた国際キャンペーンの一環として行なわれた。IMADRがこのとき「人身売買を含む搾取的移住との闘いの主流化——アジア・アフリカの課題」というテーマでワークショップを開催し、それを皮切りに「搾取的移住・人身売買に反対するキャンペーン」を提唱したことは以前の本誌でも紹介されたが⁽²⁾、このキャンペーンの基調には次のような問題意識がある。

新自由主義グローバル化による貧富の格差の拡大にともなって国際移住の女性化と非正規化が進み、移住者の搾取が横行するようになった。国際社会はこの状況に2つの方向から対処しようとしているように見える。1つは人身売買の主要な加害者と考えられている国際犯罪組織への取り締まり強化であり、もう1つは、国連のアナン事務総長(当時)が2006年に発表した「国際移住と開発」に関する報告書に述べられているような、途上国の経済発展に資するべく途上国から先進国への高度技術者の移住を奨励するという方策である。

しかし、搾取される移住者、特に人身売買された女性や子どもの人権と安全の観点からみるとき、これらのいずれによっても問題は

シンポジウム「グローバル化の中のHIV/AIDS、搾取的移住、人身売買」の終わりに、ノエリン・カレエバさんのリードでアフリカの歌を歌う参加者たち(7月4日、札幌)



根本的な解決をみないどころか、逆に悪化さえしかねないことが懸念される。というのは、犯罪組織の摘発は確かに被害者救済に資する面もあるものの、警察当局による監視強化は多くの場合、人身売買行為の地下化を助長するのみならず、非正規移住者である被害者の安全をも脅かす。また、前記国連報告書は、熟練移住労働者の積極的受け入れがもたらす先進国の利益をも強調しており、暗に新自由主義に基づく移住規制を支持しているが、その移住規制によって、非熟練労働者の移住が非正規化し、ひいては搾取が増大することとなる。

こうした事態に歯止めをかけ、公正で持続可能な移住を実現するため、人身売買・搾取的移住の問題を「主流化」（政府や国際機関、企業、マスメディア、市民社会において広く重要課題として認識されるようにすること）していかなければならない——というのがキャンペーンの趣旨であった。

このような、「人身売買加害者の摘発・処罰や出入国管理規制の強化はかえって移住者への搾取を増大させる」という当初からの問題意識は、このたびの共同提言書の序文における次のくだりにも表われている。

「人身売買され密輸された者を含む非正規移住者たちは、国境を越えて活動する犯罪組織の搾取を受けており、犯罪組織は、目的地国の制限的で選択的な法律や慣行から利益を得ている。…（中略）…私たちは G8 首脳に対し、国際移住を法的・制度的な措置でもって支配する対象と考えるのをやめるよう求める。『自然移住』⁽³⁾の概念が示唆しているように、移住者のさまざまな分類は、国家間の政策、とりわけ高度に選択的な移住規制の産物に過ぎない。グローバル化する労働市場において移住を商品として捉えることで断片化された労働移動のイメージが形成され、『自然移住』は選択的な移住規制の影響を被り、移住の過程や目的地国における不安全の構造が強化される」

政府はほとんど議題にせず、市民社会は頻繁に問題提起

残念ながら、人身売買もしくは移住のテーマは首脳会合自体の議題には直接ならなかった。6月に開かれた G8 司法・内務大臣会合で「国際テロ・組織犯罪の取り締まり」「子どもの商業的性的搾取」の文脈で取り上げら

れはしたようだが、「犯罪としての人身売買をいかに取り締まるか」というアプローチは上述したような共同提言書の基本的なスタンスとは異なる、あるいはむしろ対立的といってもよいかもしれない。ついでに言えば、サミットに関するマスメディアの報道も、人身売買や移住という問題にからめたものは管見する限り見当たらなかった。

一方、それとは対照的に、サミットに向けた市民社会の取り組み（いわゆる市民メディアも含めて）の中では、あちこちから移住や人身売買に関する問題提起があがった。

IMADR-JC も参加した「G8 サミット NGO フォーラム」の政策提言には、「移住者への取り締まり強化、差別的取り扱い、難民受け入れ拒否をやめる」「人身売買根絶への方策を多国間で検討・実施する」「違法・合法問わず移住労働者に労働者としての権利を保障する」といった点が盛り込まれている。また、札幌で7月上旬、サミット直前に開催された「G8 を問う連絡会」主催の集会では、アジアから招かれたゲストたちから「自由貿易が拡大するなかで貧困に拍車がかかり、非正規セクターで働く女性が増え、人身売買が蔓延している」（アジア女性労働者委員会（CAW）・ジャヤセランさん）、「移住労働者は商品ではない」（アジア移住者フォーラム（MFA）・マカブアグさん）、とのアピールがあった。

IMADR も札幌において、7月4日、「G8 女性の人権フォーラム」第2部としてシンポジウム「グローバル化の中の HIV/AIDS、搾取的移住、人身売買」を企画し共催したほか、6日には人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）と共同で「人身売買受入国 G8 に NGO が共同提言」と題する記者会見を市民メディアセンターで開催し、その中で上記の共同提言書も紹介した。

共同で提言書をまとめた NGO には、女性や子どもの人権、人身売買、移住のほか農村開発や HIV/AIDS といった分野で草の根で活動する団体も多く含まれていた。「アフリカの女性は無力で助けを待っているのではない、連帯を求めている」——エイズ問題に取り組むウガンダの女性活動家ノエリン・カレエバさんが7月4日、札幌のシンポジウムで語った言葉である。アジア・アフリカの女性たちとのさらなる連帯を追求しつつ、搾取的移住・人身売買の課題を広く訴えていきたい。（あらいせつこ）

- (1) うち1団体は提出後に共同署名
- (2) 武者小路公秀「搾取的移住・人身売買との闘いの重要性と困難——ナイロビ世界社会フォーラムでのワークショップを終えて」（本誌147号P.4-5）
- (3) 「自然移住」とは正規・非正規を問わずあらゆる国際移住を指し、そこには人身売買あるいは移住者の密輸も当然含まれる。移住者の人権に関する国連特別報告者であるブスタマンテ氏が使用している概念。